

第48回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年1月21日(木) 機構本社会議室(WEB会議)	
委員	篠原焄夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、清水義彦(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議事項	1. 令和2年度上半期の1者応札の状況について 2. 令和2年度上半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 令和2年度上半期における随意契約に関する点検について	
	委員	機構事務局
1. 令和2年度上半期の1者応札の状況について 2. 令和2年度上半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札が多いと不調や不落も多いと思われるがどのぐらいあるのか。 ・「利根導水路大規模地震対策宗岡副水路堤外部下流外工事」について、契約額が高額で魅力のある工事と思われるが、1者応札になったのは、技術者不足という理由だけなのか。 ・「木曾川支線第11工区外保全管理工事」について、1社応札で、かつ落札率が100%であるが、1者応札になったのはどのような理由か。 ・落札率が100%で千円単位まで一致しているのは不自然と思われるが、どのように分析しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年11月時点、不調51件、不落33件、合計84件です。昨年度の同時期は、不調76件、不落42件、合計118件となっており、昨年度より不調は減少しています。 ・参加条件として求めている施工実績の難易度はそれ程高くなく、Aランクで32社が参加可能であり、もっと多くの応募があってもよいと思われるが、応募する業者の都合、手持ち工事等の都合もあり、明確には分からない状況です。 ・工事が集中する時期での発注だったのが一つの要因と思われます。資料要求そのものも1者しかなかったため、実態の把握はできていません。 ・偶然であったと思われます。

<p>3. 令和2年度上半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「堰下流護床工応急復旧工事」について、予算がないから工事の依頼ができないということは考えられない。予算流用手続き等に時間を要したとのことだが、事案発生から工事の依頼まで2ヶ月半以上の期間があって、緊急性ありと言えるのか。予算がなければ工事の依頼ができないと大変な事態を招くと思われるが、この事例に限らずどのように考えればよいのか。 ・堤防が決壊して、水が溢れるような非常に緊急性が高い場合、予算がないと工事を依頼できないということなのか。緊急で直ぐに工事の依頼をしないと、莫大な損害や人命に関わるような状況で、予算がないから、復旧作業にかかれないというのは、おかしいのではないか。 ・緊急性には、そこまでの緊急性はないが早く対応する必要があるようなものを、広く認めてしまうと、だんだん形骸化し、委員会の存在意義が薄れてしまうと思われる。 ・緊急随契をせざるを得ないことを、現場での切羽詰まった状況など、もう少しストレートな理由にすると、理解しやすいのではな 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の裏づけのない中で工事の依頼を行うことは、支払いができないことも想定されることから、問題があると考えております。工事の依頼にあたっては、予算の確保は必須であり、予備費というものがなく、予算流用は費用負担者の了承等も必要であり、非常に時間がかかるのが実態です。このような状況でもなるべく早く処理をすべく努力し、様々な制約がある中、今後できるだけ速やかに対応したいと考えております。 ・国の災害復旧制度を活用することになると思われ、申請等の手続きにも時間がかかる場合もあります。誰が見ても緊急で対処しなければならないものと、直ちに実施する程ではないが、実施方法を検討し決定した時点で、一般競争入札で時間をかけて実施するより、直ちに実施した方が効果が高いと思われるものがあり、本事案は後者で事案発生から工事の依頼までに時間がかかっています。緊急性では後者を幅広く利用しないよう注意してまいります。 ・早期に対応を要する事案については、適正に判断して実施するように指導していきたいと思っております。 ・緊急随契をせざるを得ない状況が分かるよう明確に記載するようにします。
--------------------------------------	--	---

いか。

・本工事は、水が流れている状況で船を浮かべて施工する、危険性、特殊性のある工事だと思われ、出水期までに実施しないと、応急復旧ができない状況が考えられる。通常の契約手続きでは出水期を迎えてしまい、工事が難しい状況となり、更に構造物の被害が懸念されるような理由にすると理解しやすいと思われる。

・「事前放流実施基準検討業務」について、当該業者は相当なデータを持っていることから、緊急性というより、この業者へ依頼しないと速やかに実施できないという理由に思われるが。

・本業務は国でガイドラインが作成され、出水期までに実施するよう指示があった特殊性があり、緊急性とともに特殊性をストレートに説明した方が理解しやすいと思われる。また、緊急性も総合的な観点から、施設管理の重要性や依頼業者が見つからない等、総合的な理由が理解しやすいと思われる。

・今回の議論のように、緊急性の中にも色々な特殊性があることをうまく表現した理由を記載し、説明していただきたい。

・分かりました。

・本業務は、国から示された事前放流に係るガイドラインにより、効果的な予測情報を出水期迄に行えるような時間的な対応を求められたことから、気象予測情報データを十分取得し整理して、短期間で洪水期までに検討することが可能な当該業者と随意契約を行ったものです。

・今後は理解しやすいよう記載していきたいと思います。

・今回の委員会でのご意見を参考にし、分かりやすい理由となるようにしていきます。

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクセス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 坂上 覚（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸（内線 4631）